

特記仕様書

(対象施設)

施設名 「ほのぼの広場」
住 所 福岡県春日市大字下白水 104 番地 5
敷地面積 29,069 m² (管理用道路を含む)
園 路 外周 520m、内周 330m
業務期間 令和 2 年 7 月 1 日 から 令和 3 年 3 月 31 日 まで
設 備 別紙 1 のとおり

(業務内容)

1 出入口門扉開閉業務

- (1) 作業内容 ①出入口門扉開閉 3 か所 (管理範囲図参照)
②開門時安全点検
③閉門時巡回点検
- (2) 作業頻度 毎日 (12 月 29 日から 1 月 3 日までの期間及び臨時閉園時を除く。)
- (3) 作業方法等 ①開場時間 夏期 (7 月から 9 月まで) 6 時から 19 時まで
冬季 (10 月から 3 月まで) 8 時から 17 時まで
※開門は開門時間の 1 時間前から開門時間までに、閉門は閉門時間から閉門時間の 1 時間後までの間に行うこと。
②出入口門扉は、人力にて開閉を行う。
③開門の際は、広場内の遊具について、目視及び触診等により、設備及びその周辺の安全点検を行う。
④閉門の際は、広場内の人員を確認後、閉門する。
⑤契約単価は、1 日あたりの単価とする。

2 電話受信対応業務

- (1) 作業内容 上記の開場時間中における来場者からの電話受信対応 (閉園時を除く。)
- (2) 作業頻度 毎日 (12 月 29 日から 1 月 3 日までの期間及び臨時閉園時を除く。)
- (3) 作業方法等 ①電話 (固定電話、携帯電話は問わない。) での受信対応を行う。
②緊急を要する内容 (事故、設備の故障、破損等) については、甲の緊急連絡先へ速やかに報告する。電話受信をした内容等については、甲の翌営業日までに書面にて報告する。
③契約単価は、1 日あたりの単価とする。

3 広場内清掃業務

- (1) 作業内容 ①園路 (入口通路を含む)、遊具及び東屋の各周辺 1 メートル程度の清掃

- ②東屋、ベンチ及び緑台の清掃
- ③広場内のごみ回収
- (2)作業頻度 1回/週
- (3)作業方法等
 - ①必要な機材等は、乙が用意する。
 - ②石や土壌などの飛散による事故及び被害の防止に配慮し、作業を実施すること。
 - ③雨天時は業務を実施しないこととする。また、雨天が継続し3(2)で定めた作業頻度を満たせない場合は、甲乙協議の上、作業の延期又は中止をする。
 - ④契約単価は、1回あたりの単価とする。

4 便所清掃業務

- (1)作業内容 便所清掃（足洗い場を含む）、消耗品補充及び便所点検
- (2)作業頻度
 - ①清掃及び点検 3回/週（月、木、土）
 - ②消耗品補充（トイレトペーパー等） 適宜
- (3)作業方法等
 - ①必要な機材等は、乙が用意する。
 - ②消耗品は乙が用意する。また、消耗品の補充は、不足がないように行う。
 - ③契約単価は、1回あたりの単価とする。

5 芝生散水業務

- (1)作業内容 芝生への散水
- (2)作業頻度 8回以上/月（7、8、9月）
- (3)作業方法等
 - ①対象面積：19,183 m²/回
 - ②散水栓は6か所、同時に2か所の使用はできない。
 - ③散水の頻度について、芝生が枯れないように管理するものとし、上記の時期、回数を超えて必要と判断した場合は甲と協議を行い、散水を行う。なお、その場合は変更契約を行う。
 - ④甲が所有する機材を使用することができる。その他必要な機材は乙が用意する。
 - ⑤契約単価は、1回あたりの単価とする。

6 芝生及び地被類刈込、除草業務

- (1)作業内容 芝生及び地被類の刈込、除草（積込み、運搬込み）
- (2)作業頻度 4回/年
- (3)作業方法等
 - ①対象面積：19,556 m²/回

- ②地被類は植栽計画図のとおりである。
- ③芝生は機械での刈込、除草とし、地被類は抜根除草とするが、抜根除草が困難な場合は手刈り除草でもよい。
- ④必要な機材等は乙が用意する。
- ⑤作業にあたり、石や土壌などの飛散による事故及び被害発生の防止措置（飛散防止用ネット等）を講じること。
- ⑥契約単価は、1 m²あたりの単価とする。

7 除草剤散布業務

- (1)作業内容 芝生への除草剤散布
- (2)作業頻度 2回/年
- (3)作業方法等
 - ①対象面積：19,183 m²/回
 - ②閉園しての作業が必要な場合は、臨時閉園を行うことができる。
 - ③薬剤の飛散による事故及び被害の防止に配慮し、作業を実施すること。
 - ④契約単価は、1 m²あたりの単価とする。

8 中低木剪定業務

- (1)作業内容 中低木の剪定及び除草（積込み、運搬込み）
- (2)作業頻度 1回/年
- (3)作業方法等
 - ①樹木の種類は、植栽計画図のとおりである。
 - ②除草は抜根除草とする。なお、抜根除草が困難な場合は、手刈り除草でもよい。
 - ③必要な機材等は乙が用意する。
 - ④契約単価は、1本あたりの単価とする。

9 遊具点検業務

- (1)作業内容 遊具の定期点検
- (2)作業頻度 1回/年
- (3)作業方法等
 - ①点検は、(一社)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する基準 JPFA-SA-A：2014」に定める定期点検を行う。
 - ②点検業務に携わる者は、(一社)日本公園施設業協会が認定する「公園施設製品安全管理士」又は「公園施設製品整備技士」若しくは、国土交通省の「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」による「公園施設点検管理士」又は「公園施設点検技士」の資格を有する者であること。
 - ③点検の結果は、(一社)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する基準 JPFA-SA-A：2014」に定める定期点検を行う。

る基準 JPFA-SA-A：2014」に基づき、書面にて報告すること。

なお、点検の結果、使用禁止が必要であると判断された場合は、利用者の安全に配慮した措置を講じ、速やかに甲に報告すること。

④必要な機材等は乙が用意する。

⑤点検は、2月に行う。

⑥契約単価は、1回あたりの単価とする。

10 電気設備・放送設備点検業務

(1)作業内容 電気設備、放送設備の定期点検

(2)作業頻度 1回/年

(3)作業方法等 ①点検は、国土交通省大臣官房長官官繕部監修「建築保全業務共通仕様書（最新版）」に定める定期点検を行う。

②点検の結果は、書面にて報告する。ただし、異常と判断される場合は、利用者の安全に配慮した措置を講じ、速やかに口頭等で甲に報告する。

③必要な機材等は乙が用意する。

④点検は3月に行う。

⑤契約単価は、1回あたりの単価とする。

11 噴水設備点検・調整業務

(1)作業内容 噴水設備の定期点検及び調整

(2)作業頻度 1回/年

(3)作業方法等 ①噴水設備は『噴水ポンプ』、『噴水ユニット』、『受水槽』、『水位検出器』、『制御盤』の機器で構成されており、これら機器の点検・調整を行う。

②噴水ポンプ（噴水ポンプ×1台）の点検は、絶縁抵抗値、運転電流値、外観点検、異音等の有無を確認する。

③噴水ユニットの点検は、ノズルの詰まり、電磁弁動作確認、自動運転時の動作確認及び水量、姿調整を行う。

④受水槽の点検は、定水位弁動作確認、排水管、オーバーフロー管状況確認及び槽内の清掃を行う。

⑤水位検出器の点検は、電極棒の汚れ具合、導通確認、水位確認を行う。

⑥制御盤の点検は、タイムスイッチ時刻合わせ、プログラム運転確認、制御機器動作確認、イベント等プログラム確認、外観確認を行う。

⑦必要な機材等は乙が用意する。

⑧点検は3月に行う。

⑨契約単価は、1回あたりの単価とする。

12 その他管理業務

- (1) 作業内容
 - ① 受水槽及びポンプ(給水ユニット、噴水ポンプ)外観の目視等簡易点検
 - ② 電気設備、放送設備の外観の目視等簡易点検
- (2) 作業頻度 1 回/週
- (3) 作業方法等
 - ① 外観の目視等簡易点検は、ひび、異音等の異常の有無を確認する。異常を確認した場合は、速やかに甲に報告すること。
 - ② 外観の目視等簡易点検の結果は、甲の翌営業日に書面にて報告する。ただし、異常と判断される場合は、速やかに口頭等で甲に報告する。
 - ③ 必要に応じ、各種タイマーの時刻補正を行うこと。
 - ④ 契約単価は、1 回あたりの単価とする。

その他

(消耗品)

本業務を遂行する上で必要な消耗品などは、本委託料に含まれているものとし、消耗品などは次のとおりとする。なお、消耗品などについては、予め契約期間内に見込んだ消費量とする。

- (1) ガソリン等の燃料
- (2) トイレtp紙、洗剤等
- (3) その他作業消耗品

(貸出)

本業務を遂行する上で以下の備品は貸出可能である。

- (1) スプリンクラー(規格等：カクダイ、ノズル口径 4mm、546-010)
- (2) 散水ホースリール(規格等：タカギ、20m、内径 15mm、R320TNBE)